

【書評】

広瀬裕子著『イギリスの性教育政策史—自由化の影と国家「介入」』

(勁草書房、2009年)

佐藤千津

(東京学芸大学)

イングランドには、アングロ・サクソン時代に遡る神話的な歴史認識に基づいた「生まれながらの自由」という権利意識がある。それは「伝統的な自由」として正当化され、国家権力を制限する力を持ってきた¹。そのイギリスで自由が私的領域の不安定化をもたらし、国家が個人の自由を理由にそれを放置することもはやできない段階にきている。近代社会の成熟とともに、社会秩序をも音もなく乱す潜在的な力を持った自由とは一体何なのか。

自由になったことで生じる問題は近代以降の社会が初めて経験する課題といってもよいだろう。「近代性」に由来するこの難問に私たちはどう向き合ったらよいのか。本書はイギリスの性教育政策史を分析することで、その問題構造を解き明かそうという壮大なスケールを持った研究の成果である。性教育がイギリスの学校で義務必修化されるにいたった制度化過程を分析することで、「自由」と背中合わせの「私的領域の不安定化」という現象を特定する。そのうえで、私的領域の不安定化によって揺らぎ始めた社会秩序を国家が回復する営みとして「性教育制度化」を捉える。単純な二元論では説明できない新たな次元における「公」と「私」のリアルな共生関係の構図を鮮やかに描き出している。独創的な着想に視界が一変する思いである。

「あとがき」によれば、本書は著者が東京大学から博士(教育学)の学位を授与された学位請求論文に加筆修正を行ったものである。イギリスでの丹念な資料収集とインタビュー調査を含め、時間をかけて丁寧にまとめられた貴重な研究である。本書の学術的意義は、何よりもまず、政策分析の領域で十分に対象化されてこなかった性教育を教育政策研究の文脈に明確に位置づけたこと、次にその考察を通じて国家による教育政策の役割や教育行政の性格を理論的に把握する視座と手法を提示していることにある。本書の構成は以下の通りである。

序章 問題の所在と分析方法

第一部 性教育制度化前史：1950年代～1960年代

第1章 1950年代から1960年代にかけての性教育状況

第2章 進歩的性教育の登場

第3章 避妊への意味づけの変化

第二部 性教育制度化過程：1970年代～1990年代

第4章 進歩的性教育の基本路線

第5章	議会論争：制度化の経緯
第6章	性教育義務必修制度の構成
第7章	性教育における論争的事項
第8章	性教育に対する世論とメディアの性教育報道
第9章	道徳的右派による性教育批判の論理
第10章	性教育に対する宗教界の見解
第11章	新制度実施動向と授業の実際
終章	成熟した近代社会の問題と国家によるメンテナンス

第1部「性教育制度化前史：1950年代～1960年代」では、性教育制度化、つまり学校教育での性教育義務必修化の前史的情報が整理される。注目すべきは、性教育論議の転機となった1960年代の「進歩的性教育」の登場をめぐる言説の分析である。その後の「保革ねじれ現象」、つまり保守派による批判の対象とされてきた進歩的性教育が、保守党政権下で義務必修化されるというねじれた現象を読み解く論理が解説されている。もともと労働党と革新派の支持を得ていた進歩的性教育が、保守党からも支持されるようになったのは、それに付与された「自律的人間像形成」という目的ゆえである。つまり、進歩的性教育は「自分のセクシュアリティに責任を持って行動する自律的な人間である」(p.62)ことを求める。「自律性」の重視とそれによる社会の秩序回復策は、保守党政府による「自己責任による自助努力」という政治原理と見事に符合したという分析である。(第2章)

1970年代に入ると、「避妊」に「人口増加の抑制手段」という機能が付与されることで、家族計画運動と人口増加抑制策が「避妊の普及」という目的のために軌を一にする。1973年国営医療制度再編法の審議分析からは、避妊が社会政策の手段として位置づけられていくプロセスが跡付けられている。避妊をめぐる問題に対する多様な見方の混在とそれゆえの混乱ぶりが浮き彫りにされるが、それでも人口政策を必要とする時代という大きなうねりのなかで、避妊に対する社会的認識の変化が性教育論議に不可逆的な流れを作り、性教育制度化への布石となったと指摘されている。(第3章)

第2部「性教育制度化過程：1970年代～1990年代」では、いよいよ性教育制度化過程が複眼的かつ構造的に考察されていく。まず、性教育をリードした家族計画協会(Family Planning Association)の活動や戦略の政策立案へのインパクトが分析される(第4章)。続く第5章は本書のハイライトである。性教育が制度として位置づけられていく道筋が議会論争の分析から焙り出される。特に、法として初めて性教育に言及した1986年第2教育法の法案審議過程の分析は、性教育への国家関与がそれまでとは異なる次元で議論されていく点で興味深い。性教育の法定化は、十代の望まない妊娠問題の深刻化という社会変化とそれへの政策的対応が、性教育に「道徳的枠組みと家族の重視」という目的を持つにいたらしめる過程でもあった。1980年代後半になると、HIV/AIDS感染拡大という国際的な社会問題がそれに拍車をかけ、1992年論争では進歩的性教育への肯定的評価はほぼ確定された¹⁾と分析されている。つまり、「親の教育の自由を根拠にして学校における性教育に反対した旧来の原則論は、危機管理のために学校で性教育を行う

ことは親の教育の自由に優先すると考える新たな原則論に置き換わりつつあった」(p.143) のである。このような経緯から、1993年教育法では中等学校における性教育の義務必修化が定められたのである。

これ以降の各章は、性教育制度化を可能にした社会背景が構造的に理解できる内容となっている。まず、制度化過程における代表的論争であった「避妊指導の仕方」と「同性愛の扱い方」が取り上げられ、争点となった法制度上の論点とその解釈から、制度化への伏線を浮き上がらせる(第7章)。

次に、世論、メディア、関係諸団体の性教育に対する見解が整理・分析されている。第8章では、学校での性教育を支持した世論の形成を新聞報道から探る。特筆すべきは、学校での性教育に対し、賛成でも反対でもなく、無関心とも取れる消極的な態度を示す親の存在である。著者が指摘する「親自身が確たる価値観を持ちえず、また持っている場合にもそれぞれの価値観が多様化している状況が出現している」(p.215) という社会背景は、私的領域の不安定化に直接につながる要因であり、今後の社会政策を分析するうえでも重要な点である。

「道徳的右派」の性教育批判の論理や宗教界の見解についても貴重な資料をひも解き、性教育制度化への基盤がいかに整えられていったかが分析されている(第9章・第10章)。

最後には1993年教育法による新しい性教育制度運用の実態が、ケンブリッジ市の事例から紹介されている。第5章で見た政府妥協案が実際には形式的なものとなり、プラクティカルな運用がなされているという実態は、イギリス社会の価値多元化状況をよく映し出していて興味深い(第11章)。

以上、不十分ながらも評者なりに本書の主張や論点の流れを見てきた。本書が対象とする内容と直接には関係しないが、近年のイギリスの社会政策、例えば学校の「拡張サービス(extended service)」なども「自律性を再生する手法」と解釈するとまた別の見方ができる。著者も指摘するように「自由になったこと」から派生する様々な新しい社会問題には未だ終わりが見えない。解決の糸口を探る現実的対応の試行錯誤がイギリスでも続いているようだ。著者が性教育政策の問題をどのように追跡し、分析していくのか、今後の研究に注目し、その知見や洞察に学びたい。

本書は「公」と「私」、「国家」と「個人」の関係を今日的文脈において解き明かす。それは社会の在り方それ自体を問う視点を持つものである。教育行政や教育政策の分野はもとより、イギリス教育研究にとっても大きな道標となるにちがいない待望の書の公刊である。

1 A. ギャンブル(都筑忠七・小笠原欣幸訳)『イギリス衰退100年史』みすず書房、1987年。